

はびきの埴生学園 いじめ防止基本方針

平成31年 4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものでありいじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識に立脚し、全校児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「はびきの埴生学園いじめ防止基本方針」を策定する。

2 基本的な対応

児童生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人ひとりが分かりやすい授業に努め、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己効力感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳や総合的な学習の時間に命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させ自覚させる。

3 年間計画

羽曳野市立はびきの埴生学園 いじめ防止年間計画		
	校内・教職員	児童生徒・保護者・地域
4月	・支援チーム会議 年間計画の確認 支援を必要とする児童生徒の情報共有 ・学校規則の確認	・保護者への相談窓口周知 ・児童生徒への相談窓口周知 ・家庭訪問（家庭での様子の把握）
5月	・いじめ不登校対策委員会 ・登校促進委員会 「学校いじめ防止基本方針」の更新 ・各学年クラスから児童生徒の実態報告	・校区クリーンアップ ・5年非行防止教室 ・7年クラスミーティング
6月	・いじめ不登校対策委員会 ・支援チーム会議 ・いじめアンケート案検討・実施	・いじめアンケート ・個人ミーティング（7～9年）
7月	・いじめ不登校対策委員会 ・登校促進委員会 ・各学年クラスから児童生徒の中間報告	・期末懇談 ・6～9年非行防止教室（携帯、ネット）
8月	・校内研修	・班長リーダー研修（7～9年）
9月	・いじめ不登校対策委員会 ・支援チーム会議 ・各学年クラスから児童生徒の実態報告	
10月	・いじめ不登校対策委員会 ・登校促進委員会 ・支援チーム会議	・いじめアンケート
11月	・いじめ不登校対策委員会 ・支援チーム会議	・個人ミーティング（7～9年） ・校区育成協ふれあいまつり
12月	・いじめ不登校対策委員会 ・登校促進委員会	・学校教育自己診断 ・生活と学習アンケート ・期末懇談
1月	・いじめ不登校対策委員会 ・各学年クラスから児童生徒の実態報告	
2月	・いじめ不登校対策委員会 ・支援チーム会議 ・登校促進委員会 ・児童生徒、保護者アンケート実施と集計	・学校教育アンケート ・いじめアンケート ・8年クラスミーティング
3月	・いじめ不登校対策委員会 ・個人ミーティング ・総括・アンケート結果保護者通知	・個人ミーティング（7～9年） ・9年卒業宣言 ・7年クラスミーティング

4 指導方針

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①個人ミーティング（7～9年）

生徒の心情把握のために、各学期に個人ミーティングを行う。また事前に、いじめアンケートを実施し、情報収集を行い、課題が見つかった場合は、個別に話をする。

②クラスミーティング（7～9年）

年に1回以上、それぞれの課題や自分の気持ちをクラスの仲間に伝え、お互いに悩みなどを共有、理解しあうための機会を持つ。

③生徒会活動（7～9年）

生徒会活動の一環として、自主活動としてのいじめ防止運動を進め、生徒個々がいじめに対する正しい批判意識を持てるようにはたらきかける。

④環境美化

美しい環境が穏やかな心を育むことをふまえ、校内の環境美化に努める。

(2) 児童生徒一人ひとりの自己効力感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①教員の授業力向上

わかる授業をめざし、授業改善の取り組みと授業力向上に努める。

②一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、教育活動を推進する。

ア 班を基盤とする集団づくり。

イ さまざまな学習機会に班活動を生かした展開を推進する。

ウ 児童生徒の自発的な活動を支える生徒会・代表委員・委員会活動の充実を図る。

エ 児童生徒が主体的に取り組める行事、班ノートの活用、班長会議等で児童生徒が輝ける場面を設定していく。

③人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学校生活場面でソーシャル・スキル・トレーニングを意識的に行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感ずることで、自尊感情を育んでいく。

④安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。また、インターネットの使用方法などの啓発活動を行う。

⑤人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、特別活動、総合的な学習の時間等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑥違いを認め合える人権教育、よりよい生き方を考える道徳教育

さまざまな人権課題に向き合いながら、お互いの違いを認め合い、ともに学びともに生きる心を育てる人権教育を推進する。また、規範意識を醸成し、あらゆる事象から、自分の生き方を見つめ、多種多様な価値観や考え方を受け入れながら、よりよい生き方を見つけていく道徳教育を推進する。

(3) いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。

①いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア. 全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- イ. おかしいと感じた児童生徒がいる場合には、学年集団や自主活動部会等の場において気付いたことを共有し、より多くの教職員で当該児童生徒を見守る。
- ウ. 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ. 各学期に「いじめアンケート」を行い、その後、個人ミーティング（担任と生徒の二者懇談）を行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。
- オ. 7～9年においては年1回の「学校生活アンケート」により、学校全体の生徒の意識状況を把握しその後の人間関係づくりの教育活動の推進に役立てる。
- カ. 生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの相談窓口を周知する。

②いじめの早期解決のために、全教職員が連携して問題の解決にあたる。

- ア. いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ不登校対策委員会」を中心に、校長以下、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして解決にあたる。
- イ. 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、保護者の考えを組み入れて指導する。いじめている側の児

児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたり、保護者に対しても指導・支援を行う。

ウ. 傍観者の立場にいる児童生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ. 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ. いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 学校と家庭が協力して、継続指導にあたる。

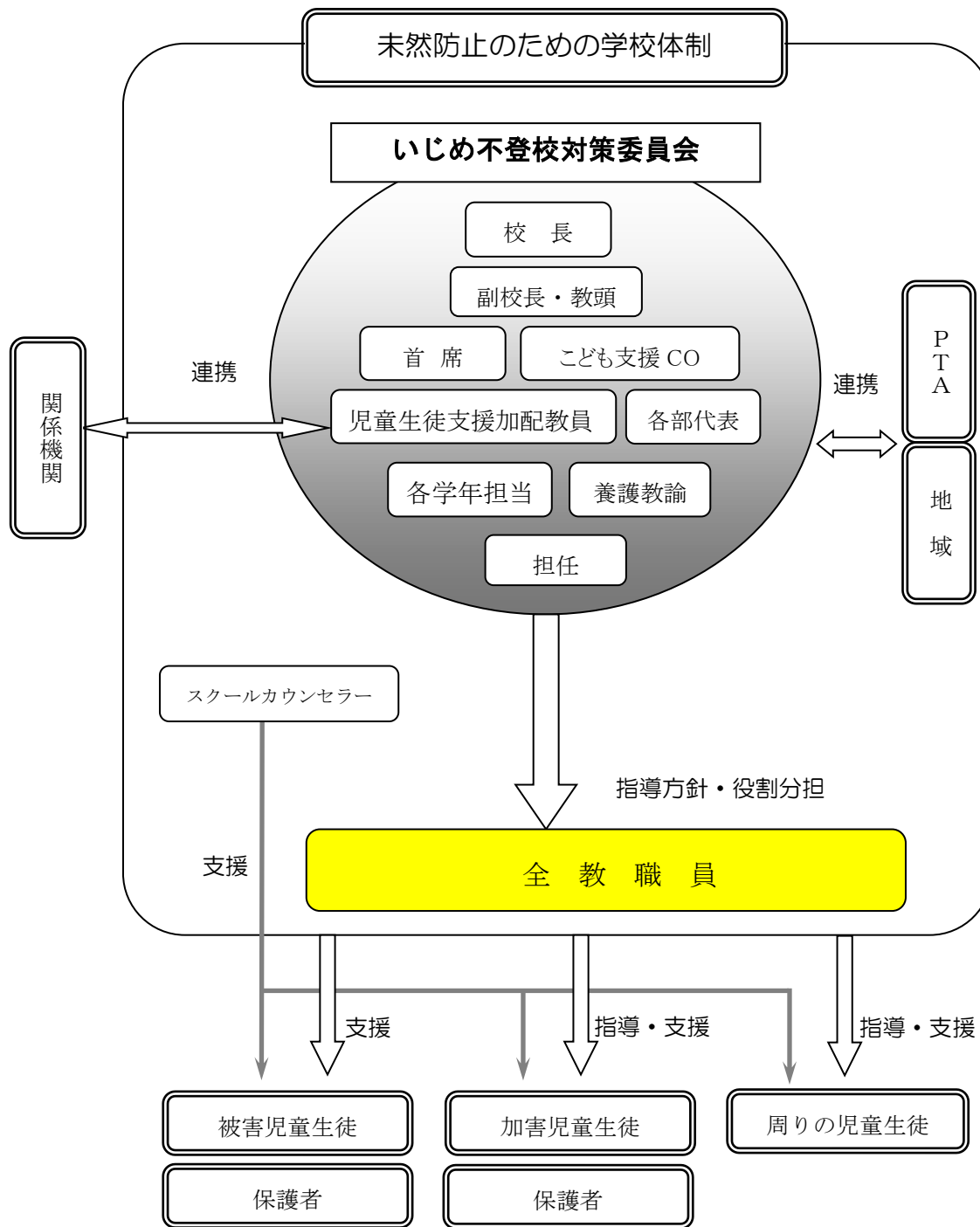
いじめ事案が生起したときには家庭との連携を一層密にし、被害児童生徒への支援を念頭におきながら、保護者の思いをしっかりと受け止め、学校の取組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また家庭も含めた継続指導・支援を行う。

(5) 教職員と専門家等が連携したチーム対応をする。

①学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

②教育委員会の学校支援チームをはじめ、SC、SSW、CSWなど専門家と連携する。

5 指導体制・教育相談体制



6 緊急・重篤な事案への対応

(1) 重大事態発生時の校内調査組織

校長・副校長・教頭・首席・こども支援ＣＯ・児童生徒支援加配教員
各学年担当・各部代表・養護教諭・担任

(2) 警察等関係諸機関との連携

①羽曳野市教育委員会への報告並びに相談

被害児童生徒の心身や財産に重大な影響を及ぼすなどの重大事案が生じた場合は、すみやかに羽曳野市教育委員会事務局学校教育課への報告を行なう。また、事案が重篤で、学校だけで支援、対処できない可能性が生じた場合は、羽曳野市教育委員会事務局学校教育課の支援を受けるべく相談する。

②警察との連携

事実確認した上で、いじめ行為の中に、暴行、恐喝など触法行為が認められた際には、警察に相談する。いじめられた児童生徒や保護者が被害届を提出した際には、全教職員による見守り体制を整え、被害の児童生徒の心身の安心と安全を確保する。

③福祉機関との連携

- ア. いじめられた児童生徒が不登校になったり、精神的に不安定な様子が見られたりする場合は、被害の児童生徒やその保護者の了解を得た上で、医療機関や子ども家庭センター、羽曳野市家庭児童相談所等などの福祉機関と連携し、当該の児童生徒や保護者に援助を行うことを検討する。
- イ. いじめた児童生徒の保護者が、自分の子どもの行為への責任や関心を示さず関わろうとしない場合や、いじめた児童生徒への聞き取りから、過去に保護者等から虐待を受けていたことが加害行為に影響を与えていると考えられる場合、羽曳野市家庭児童相談所に連絡し、子ども家庭センターと連携して当該の児童生徒や保護者への指導・支援を行う。

(3) 出席停止の措置の適用

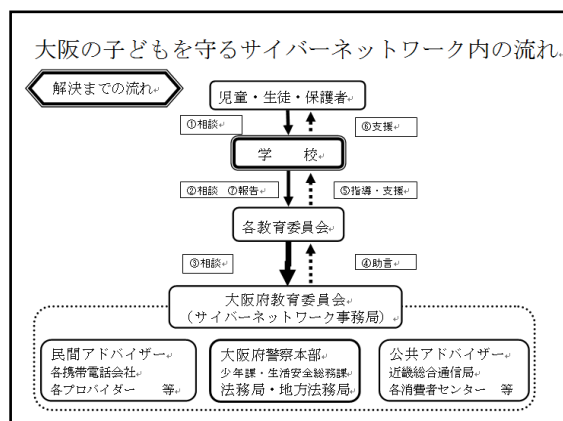
いじめた児童生徒に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障できない可能性のある場合は、自宅学習もしくは出席停止の措置も検討する。

7 「インターネット上のいじめ」への対応

- (1) インターネット上のいじめの発見（情報提供者の守秘）
- (2) 書き込みの内容の確認と保存（書き込みの内容が緊急性を要する場合は、関係機関に連絡・大阪の子どもを守るサイバーネットワークの活用）
- (3) ①書き込みした本人を始め、関係した児童生徒の保護者に協力を依頼し、いじめ

に関わる内容を削除するように要請する。
また、いじめに関わる内容のデータ等を削除させるなど、拡散防止に努める。

- ②管理者と連絡が取れる場合
→掲示板の管理者に削除依頼及び開示請求
- ③管理者と連絡先が不明の場合→掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼



8 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①支援チーム会議（前期課程）

校長、副校長、教頭をはじめ各学年の担当者が集まり、定期的に各学年の情報交換を実施する。いじめの防止、早期対応を心がけ、対応を協議する。

②自主活動部会（後期課程）

毎週1回部会をもち、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

③登校促進委員会（後期課程）

校長、副校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、SC、関係職員が集まり、定期的に委員会を開く。不登校または不登校傾向のある生徒の情報交換と対応を協議する。

④いじめ不登校対策委員会

月に一度委員会をもち、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、副校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、SC、関係職員によるいじめ不登校対策委員会を行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・副校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急自主活動部会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。